

令和元年 10 月 17 日
代表者会議了承

三重県議会議事堂エントランスホールの利用基準

1 目的

この基準は、三重県議会議事堂エントランスホールの利用を通じて、県民福祉の向上と開かれた県議会の推進に資することを目的とする。

2 利用基準

議事堂エントランスホールを利用できる行事は、利用に関わる諸作業を自律的に行える団体等が三重県議会と共催する行事であって、下記のすべての基準を満たし、県議会議員の紹介を通じて代表者会議の承認を得たものとする。

記

- (1) 今後広く県民に普及・周知させる必要のある、障がい者スポーツ、生涯スポーツ、競技スポーツ、各種レクリエーション又は各種事業等(以下「スポーツ等」という。)に関するもの
- (2) 本県で国際大会や全国大会の開催予定がある、本県が発祥の地である、全国組織の事務局等が本県に置かれている、当該組織の代表等が本県出身や本県に在住しているなど、本県との関りが深いスポーツ等に関するもの
- (3) 施設・設備の棄損等の恐れがないことをはじめ、三重県庁舎等管理規則に規定する禁止行為等に抵触しないもの
- (4) 商業利用や、政治・宗教的な意図がないもの
- (5) 議会運営の支障とならないもの